

証明書発行機関の登録の基準等を定める件

農林水産省

(平成十七年 告示第六号)

環境省

(登録の手続)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第三十一条第四号に規定する機関の登録(以下「機関登録」という。)は、同号に規定する証明書を発行する事務(以下「証明書発行関係事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

3 機関登録は、哺乳綱、鳥綱、爬虫綱、両生綱、魚綱、昆虫綱、昆虫綱以外の無脊椎動物及び植物の各分類群ごとに行うことができる。(欠格要件)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号。以下この条において「法」という。)

(又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第五条の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(機関登録の申請等)

第三条 機関登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出

して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 証明書発行関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 証明書発行関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請者が次条の規定に適合することを説明した書類

四 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(登録基準)

第四条 主務大臣は、機関登録の申請をした者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に關して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に關する実務の経験を有するものが証明書発行関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 申請者が、公正かつ的確に証明書発行関係事務を遂行することができるものと認めるに足る十分な社会的信用を有するものであること。

三 申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として特定外来生物の飼養等をしている者(口において「特定外

来生物飼養等業者」という。)がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう)であること。

ロ 申請者の役員又は職員のうち、特定外来生物飼養等業者の役員又は職員である者(過去二年間にその特定外来生物飼養等業者の役員又は職員であつた者を含む。)があること。

(登録の取消し等)

第五条 主務大臣は、登録機関が第二条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は前条各号のいずれかの規定に適合しなくなつたときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて証明書発行関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(公示)

第六条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならぬ。

- 一 機関登録をしたとき。
- 二 前条の規定により機関登録を取り消し、又は同条の規定により証明書発行関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。